

総合病院 落合病院 個人情報保護基本規程

第1条（目的）

本院が業務上の目的から収集する個人情報の取り扱いについて定める。

第2条（個人情報の定義）

本院における個人情報は、患者情報、取引先情報、本院職員に関する属性情報に大別され、個人情報には法人を含む。

1. 本院が業務上の目的で収集した個人に関する情報で、その内容から特定個人を識別することができる情報。および他の情報と照合することができ、それにより特定個人を識別することができる情報。
2. 会議、会合等において伝達される口頭情報。
3. 本院職員に関する属性情報。

第3条（適用範囲）

院内外を問わず従業者が、個人情報を取り扱う場合に適用される。

ただし、電子情報については、別に、情報セキュリティに関する基本規程が適用される。

第2条の個人情報の定義より、電子情報を除く個人情報を取り扱う場合とし、電子情報を紙等に出力し、これを取り扱う場合は、本規程が適用される。

第4条（管理、利用責任）

1. 管理責任者

患者情報のうち、診療録については、診療録管理委員会（または委員会に選任された者）を管理責任者とし、その他の患者情報（各種画像記録、本院システムより部門に出力される処方箋、検査依頼書、放射線依頼書、外来基本票、診療録に貼付しない各種伝票等）は、各部門の長を管理責任者とする。

取引先情報は、各部門の長を管理責任者とする。

本院職員に関する属性情報は、事務長を管理責任者とする。

2. 利用責任者

患者情報は、主治医を利用責任者とし、責任を持って患者の診療に役立てる。

取引先情報は、各部門の長を利用責任者とし、適切な利用に関する管理を行う。

本院職員に関する属性情報は、事務長を利用責任者とし、各種届出等に関し、適切な管理を行う。

第5条（守秘義務）

当院職員は、業務上知り得た個人情報等を第三者に漏えいしてはならない。特に患者情報の漏えいは、刑法第134条に違反し処罰される。

第6条（院外持ち出しの禁止）

患者情報の院外持ち出しは、患者の治療上（福祉的業務も含む）必要な場合を除き、原則として禁止する。

取引先情報および当院職員に関する属性情報の院外持ち出しは、原則として禁止する。

第7条（保管の徹底）

患者情報は、施錠可能な保管場所を定め、持ち出し時は、持ち出し先の明示を徹底する。

取引先情報、当院職員に関する属性情報は、施錠のできるロッカー等に保管し、担当者以外の目に触れないようにする。

第8条（廃棄ルールの徹底）

原則としてすべてシュレッダーで裁断する。

大量の個人情報を廃棄する場合は、当院職員により廃棄処分場において直接処分する。

第9条（電話による問い合わせ）

- ① 一般の人に知られていない事柄
- ② 本人が他人に知られたくない事柄
- ③ 客観的にみて利害関係を有するもの

以上のどれかに該当するものは、その内容を問わず、回答してはならない。

患者家族、他医療機関、消防署、取引先等からの問い合わせは、状況に応じ回答しなければならない事もあるが、原則として本人の了解なしに回答してはならない。

第10条（情報の収集）

1. 患者情報の収集は診療、研究、福祉、運営上の観点から必要かつ十分な範囲で行う。
2. 取引先情報の収集は、次の原則に従って行う。
 - ア. 業務上必要な限度にとどめる。
 - イ. 適正かつ公正な手段によって行う。
 - ウ. 取引先情報を第三者から収集するに当たっては、情報主体のプライバシーを不正に害することがないように留意する。
3. 当院職員に関する属性情報の収集は、業務上必要な限度にとどめる。

第11条（利用）

1. 患者情報の利用は、患者の診療、研究、福祉、運営上必要かつ十分な範囲とし、利用する職員個々が責任を持って取り扱う。
2. 患者情報を研究に利用するときは、その情報が特定患者のものと識別できる表現で外部に発表してはならない。
3. 取引先情報の利用は、業務上必要な限度にとどめ、利用する職員個々が責任を持って取り扱う。
4. 当院職員に関する属性情報の利用は、業務上必要な限度にとどめ、利用する職員個々が責任を持って取り扱う。

第12条（開示）

1. 患者情報は、原則としてすべて患者自身（意識のないときは家族の代表者。以下同じ。）に開示する。また患者情報は患者の許可なく他に開示してはならない。
2. 取引先情報は、本人から開示の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、社会的慣行からみて本人に知らせることが不相当と判断される場合等を除く。また取引先情報の本人以外への開示は、以下の場合を除いて禁止する。
 - ア. 本人が外部への提供について同意し、本人の委任状が提出された場合。
 - イ. 法令の規定により提供が求められる場合、その他公共の利益に必要な場合。
3. 当院職員に関する属性情報は、各届出書等の病院運営上必要な場合を除き、他に開示してはならない。

第13条（正確性の保持）

取引先情報は、利用目的に応じ正確性を保持するため、随時、訂正、メンテナンスを行う。

第14条（安全保護措置）

個人情報の不正な検索、情報の紛失、改ざん、漏えい等の危険を回避するため、第4条に定める責任者は、合理的な安全保護措置を講ずる。

第15条（委託）

患者、取引先情報の処理を院外に業務委託する場合は、委託契約書上に機密保持、損害賠償に関する事項について定める。また、委託元の管理責任者は日常業務の一環として、患者、取引先情報の厳正な取り扱いについて委託先に徹底する。

制定日 平成16年12月1日